

購入原材料に関する技術審査について

国立印刷局が購入する原材料については、原材料自体の品質はもとより、対象原材料を使用した最終製品の品質を維持することが非常に重要であると考えており、国立印刷局製品の品質保証を目的として、技術審査による各種検証を実施することとしています。

については、国立印刷局製品の品質保証を確実かつ的確に行うことを御理解いただくために、以下に技術審査の概要を記します。

1 技術審査の実施

以下の条件の場合において、技術審査を実施し、国立印刷局製品の品質保証に努めております。

(1) 新規入札参加希望時

当法人の技術審査の合格実績がなく、新たに入札参加を希望する場合（代理店が仲介をする場合も同様とする）

(2) 原料等の変更時

既に技術審査の合格実績がある原材料において、構成する原料等を変更した場合

(3) 原材料の生産国等の変更時

既に技術審査の合格実績がある原材料において、原材料を製造する生産国又は製造工場・製造ライン・製造方法に変更が生じた場合

2 技術審査の内容等

原則として第1次審査と第2次審査を実施することとし、第1次審査を合格したのちに第2次審査に進むことができます。ただし、当法人が第1次審査を免除した場合はその限りではありません。

(1) 第1次審査

第1次審査とは、技術審査サンプルの物性等に関する基礎試験を実施し、国立印刷局の設定する規格との整合性を評価する審査です。

この整合性に差異があった場合には、原則として不合格となりますが、差異が極めて小さい場合には、第2次審査へ移行できる品質レベルにあるのかについて再検証を実施する場合があります。

(2) 第2次審査

第2次審査とは、実製造を想定した検証を実施し、サンプルの品質安定性、製造設備への影響等の製造適合性を評価するための審査です。

なお、第2次審査に使用する技術審査用サンプルについては、原則として対象業者の実製造レベルで作製したサンプルで行うこととしていますが、これによらない場合は別途協議とします。

(3) 結果報告等

各審査結果の取りまとめができ次第、書面をもって対象業者に審査結果を報告いたします。

各審査結果において不合格となった場合、対象業者に対し、審査結果内容をご理解いただくよう説明いたします。

また、技術審査への再参加を希望する対象業者に対しては、品質改善ポイント等について意見交換を行うこととします。

3 特記事項

- (1) 個別の技術審査の実施内容については、別途、説明を行います。
- (2) 技術審査の審査内容については、当法人の都合により変更する場合があります。
- (3) 技術審査の時期については、当法人の都合により、希望時期に実施できないことがあります。
- (4) その他、必要に応じて対象業者の製造工場への視察等を行い、原材料の品質確認を実施する場合があります。